

第3章 道づくりの進め方

1. 今後の整備優先性の考え方

(1) 道路整備の優先性に係る方針

これまでに整理した上位・関連計画の内容や道路整備・道路交通の実態などを踏まえ、効果的で効率的な長浜市の道路整備に係る方針を次のように設定します。

○上位・関連計画での整備予定の反映

- ・国・県レベルの幹線道路整備計画との整合を図り、効果的かつ効率的な道路整備を推進するため、滋賀県道路整備アクションプログラム 2013 に位置づけた市道の整備予定を反映します。
- ・都市計画マスタープランの地域別構想の整備の方針で位置づけられている道路について計画の見直しを図りつつ整備します。
- ・地域防災計画において、緊急輸送道路として位置づけられている路線を計画的に整備します。

○地域固有の問題・課題の解決に寄与する道路を計画的に整備

- ・国道 8 号などの交通混雑、緊急時の代替機能、道路ネットワークとしての不連続、歩行者空間のバリアフリー化、事故危険箇所などの地域固有の課題の解決に寄与する道路を計画的に整備します。

○整備中の道路を継続的に整備

- ・現在整備中の道路は、その整備効果を早期に発現させるため、継続的に整備します。

○将来都市構造の実現に寄与する道路を計画的に整備

- ・都市計画マスタープランに示された都市軸、中心市街地核、都市拠点など、将来都市構造の実現に寄与する道路、(仮称)小谷城スマート IC の周辺道路を計画的に整備します。

(2) 整備優先性の考え方

今後整備が必要となる市道の整備優先性については、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、整備の実現性を加味したランク分けを行った上で、財政状況・投資可能額との整合性をチェックして定めるものとします。

なお、各評価指標のポイント化、整備優先性のランク分けの基準については、本計画を受けて策定する長浜市道路整備アクションプログラムにおいて、具体化していきます。

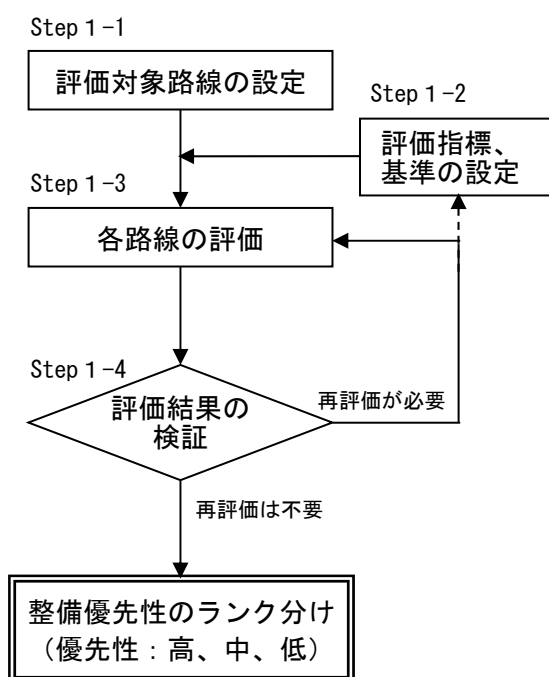


図 3-1 整備優先性のランク分け (Step1) のフロー

表 3-1 整備優先性の考え方

Step 1	評価指標に基づく評価ポイントの合計点によって、優先性の基本となるランクに区分
Step 2	長浜市の財政状況・今後の道路整備への投資可能見込み額の整理
Step 3	評価ポイントによるランク区分に、財政状況・今後の道路整備への投資可能見込み額を反映し、整備優先性を設定

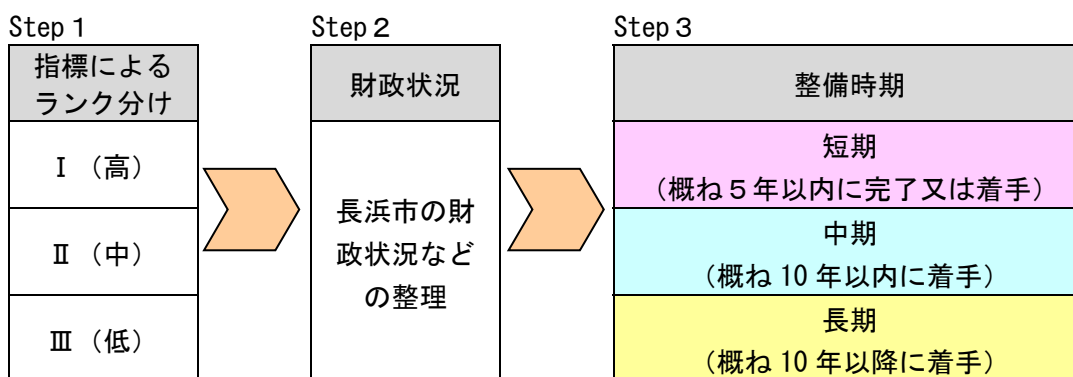


図 3-2 整備優先性の考え方

■ Step 1-1 評価対象路線の設定

今後整備予定の市道のうち、国道や県道と一体となって全市的なネットワークを形成する市道を評価対象路線とします。

なお、現在の市道に加えて、今後市道としての新規認定が想定される道路も評価対象とします。

■ Step 1-2 評価指標の設定

第2章の道づくりの目標で設定した4つの柱ごとの評価指標に、整備の実現性を加味して設定します。

また、地域によって道路整備に関する課題が異なるため、地域特性に基づく個別課題の解消につながる評価指標についても設定し、効果的かつ効率的な事業投資となる路線を評価します。

表 3-2 道づくりの柱、目標に基づく評価の対象となる道路の考え方

【柱1】 賑わい・活力を創出する道づくり

道づくりの目標		評価の対象となる道路の考え方
広域交流の促進	産業の発展、交流人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道の有する広域的な交通処理機能を補完する道路 ・主要な観光周遊ルートを補完する道路 ・観光資源へのアクセス性を高める道路 ・(仮称)小谷城スマート IC へのアクセス道路となる県道に接続する道路 ・(仮称)小谷城スマート IC 周辺の道路
地域間連携の強化	幹線道路ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路へのアクセス機能を持つ道路 ・各地域間の交流・連携を担う道路
	未整備都市計画道路への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定されている道路
	地域間連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における幹線軸の強化に寄与する道路
定住環境の整備	生活道路の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・整備により利便性・安全性が向上する道路、路肩（未舗装、陥没、ひび割れ、路面の凹凸など） ・修繕の必要な側溝（老朽化した側溝、流れの悪い側溝など）
	交通渋滞の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞の緩和に寄与する道路

【柱2】 誰もが安全で使いやすく、人にやさしい道づくり

道づくりの目標		評価の対象となる道路の考え方
既存の道路空間の質的向上	道路空間の再配分	・既存の道路空間の再配分を行う道路
	魅力ある道路景観の形成	・都市環境、都市景観の形成に寄与する道路（緑化、セトバック、たまり空間 ^(※) の整備など）
全ての人にやさしい道づくり	計画的なバリアフリー化の推進	・バリアフリー化する道路（歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導ブロックの整備など）
	通学路の安全確保	・通学路に指定されている道路 ・歩道の整備、路肩の拡幅などにより、通学路の安全性を高める道路
	自転車利用環境の整備	・自転車利用環境の向上に寄与する自転車道、自転車レーンを整備する道路
交通安全対策の推進による交通事故の削減	幹線道路での交通安全対策	・事故危険箇所の解消に寄与する道路 ・交差点の整備を伴う道路（交差点の改良、右左折レーンの設置、交差点のコンパクト化など）
	生活道路での交通安全対策	・安心して移動できる歩行空間の整備を伴う道路 ・あんしん歩行エリア（長浜市南部地区）として整備する道路

【柱3】 緊急時の暮らしの安心を高める道づくり

道づくりの目標		評価の対象となる道路の考え方
災害に強い道づくり	緊急輸送道路ネットワークの構築	・地域防災計画で定められている緊急輸送路、避難路として機能する道路
	道路防災総点検による危険箇所の改善	・道路防災総点検による危険箇所の解消に寄与する道路 ・落石や崩壊など、交通の支障が発生しやすい道路
雪に強い道づくり	計画的な除雪対策の実施	・道路除雪の対象となっている道路 ・消融雪装置が整備されている道路
	市民協働施策の推進	・市民、企業、行政による一体的な除雪体制ができています

【柱4】 適切な維持管理による次代につなぐ道づくり

道づくりの目標		評価の対象となる道路の考え方
効果的かつ効率的な維持管理体制の構築	施設の長寿命化につながる保全手法への転換	・劣化損傷が軽微な段階で補修などを実施する予防保全型の考え方と一致する道路
	アセットマネジメントの導入	
持続可能な道づくり	道路の資産の有効活用	・既存道路を活かした道路整備

●事業の実現性

評価指標		評価の対象となる道路の考え方
実現性	上位・関連計画での位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画や関連計画で位置づけられている道路 ・国、県などの関連事業との調整により、優先的に整備する必要がある道路
	継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に整備が進められている道路
	事業の容易性	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁やトンネルなどの地形的な要因や整備の支障となる家屋などが少ない区間
	地元調整	<ul style="list-style-type: none"> ・既に用地が取得されているなど、地元の協力体制が確保されている道路
	用地取得	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の経緯や沿線の建物立地条件から、用地取得などが困難と予想される道路については、マイナス要因として評価

■ Step 1-3 各路線の評価

評価指標に基づいて、各路線の評価を行い、整備優先性のランク分け（一次評価）を行います。

■ Step 1-4 評価結果の検証

各路線の評価結果に基づいて整備した場合、長浜市全体の道路ネットワークの連続性が確保されるか、想定された効果が発揮できるかなどをチェックし、必要に応じて評価指標、評価基準の見直しを行います。

2. 今後の道づくりの進め方

(1) 多様な主体との協働・連携

●協働・連携による道づくり・道づかいへの転換

本計画が目指す「地域の暮らしを支え、育む 協働の道づくり」を実現するためには、地域住民の日常生活を支える身近な道路を主な対象として、従来の要望型の道路整備を発展させ、地域住民と行政が協働・連携して道路の使い方を考え、ともに作り、維持管理していくという新しい流れを定着させていくことが重要です。

長浜市は県内でも一定の道路資産を有することから、今後は、これらを積極的かつ適切に活かしながら、市民と行政の協働のもとで「誇りや愛着」、「心の豊かさ」を育む道づくり・道づかいに取り組みます。

また、市内全域（24 地区）に及ぶ「地域づくり協議会」の取り組みが進められているのをはじめ、「環境美化活動団体登録制度」を行うなど、市民との協働のまちづくりを積極的に進めており、道路分野においても、これらの活動と十分に連携を図りながら取り組むものとしします。

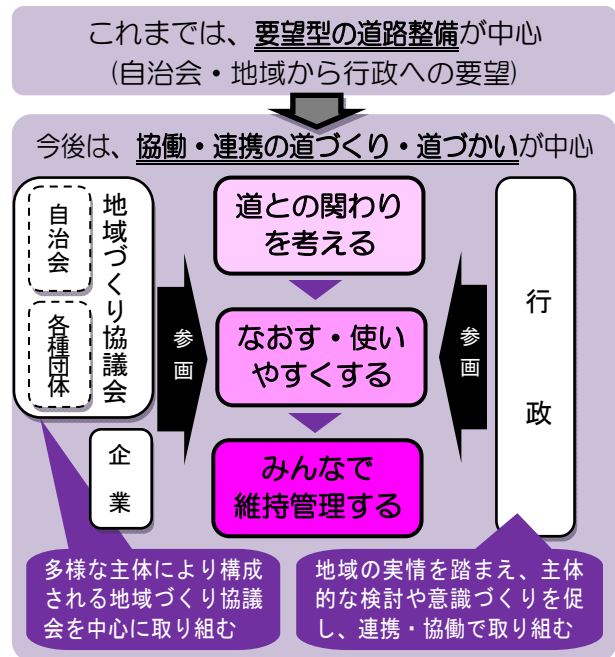


図 3-3 協働・連携による道づくり・道づかいへの転換イメージ



図 3-4 地域づくり協議会の構成イメージ
(出典：地域づくりハンドブック（平成24年度版）)

転換を進める上で、各主体に対して、積極的な道づくりへの参加を促します。

《市民に対して》

- ・長浜市や他の道路管理者による道づくりに関する取り組みへの理解・協力
- ・協働による道づくりの重要性への理解
- ・滋賀県によるマイロード登録者制度^(※)や道路愛護活動事業^(※)、長浜市による環境美化活動団体登録制度への参加
- ・身近な細街路の維持管理や道路沿道の美化活動、街路樹や植樹樹の管理
- ・地域づくり協議会の活動などを通じた地域の要望のとりまとめ、行政との調整 など

《企業に対して》

- ・長浜市や他の道路管理者、市民による道づくりに関する取り組みへの理解・協力
- ・滋賀県による美知メセナ制度^(※)、長浜市による環境美化活動団体登録制度への参加
- ・道路の植栽の管理や清掃などの取り組み など

《長浜市の役割》

市民や国・県などの関係機関と密接な連携を図り、市民にとって「道路の整備効果を実感できる」ように、また「整備に向けた意思決定のプロセスが分かりやすく伝わる」ように総合的な取り組みを進めます。

様々な媒体、機会を通じて協働による取り組みの重要性などを周知・PR することで、市民の意識啓発に努めます。

●市民との情報交換・意見交換の充実

地域での意見交換やパブリックインボルブメント^(※)などの制度を活用し、道づくり・道づかいに関する情報交換や意見交換を行うなど、市民との良好なコミュニケーションを育みながら道づくりを進めていきます。

具体的な道路整備においても、事業の規模や内容を踏まえつつ、地域住民の意見を取り入れながら合意形成を図り、事業を進めます。

●地域住民が愛着を持ち守り育てるシステムづくり

地域に密着した道路については、住民が計画づくりに参加するだけでなく、道路を自分達の共通の資産として守り育てるといった意識の醸成が大切であるため、これを支援するシステムづくりを進めます。

例えば、ポケットパーク^(※)や一定区間の道路管理を地域や企業などで行うことや区間を決めて通行の支障や道路の破損状況を報告してもらう制度、イベントの開催など、地域住民やNPO^(※)、企業が道路を活用するための方策を検討します。

また、道路の適正利用を目指し、住民、事業者、行政が一体となり、それぞれ役割分担しながら、違法駐車や違反広告物の排除、歩道や植栽帯の維持管理などにも取り組みます。

●地域特性を踏まえた社会実験の実施

地域における様々な課題を解決するためには、既存の施策だけではなく、その地域の現状を踏まえた新たな施策の実施が有効である場合があります。

また、新しい施策の導入にあたっては、住民の価値観やニーズの多様化、生活環境に対する意識の高まりなどに伴い、幅広く意見を求める必要があることから、本格的な導入に先立ち判断材料を得るため、地域の関係者が実際に施策を体験し、評価を行う各種社会実験についての取り組みを進めます。

●市民、企業、行政などの連携による目標の設定、共有化

鉄道駅や市役所・支所、学校、病院などの公共施設へのアクセス改善につながる路線、歩道の状態が悪く事故の危険性が高い路線、歩道のネットワーク化・連続性の確保に寄与する路線を中心として、道路管理者や交通管理者、道路利用者の代表などの関係者が連携し、具体的な目標を定め、その共有化を図ります。

(2) 庁内組織体制の充実

長浜市の道路に関する根幹的なデータとなる道路台帳については、統合電子化を実施し、一元的な情報管理、庁内でのデータの共有化を図ります。(平成26年3月現在、長浜市道路台帳統合基本計画に基づいて統合中)

また、統合化されたデータの管理及び道路管理者の業務を支援し、効率化・高度化を図るため、道路情報管理システムを導入します。

本計画は、道路分野における基本的な方針(マスタープラン)であり、都市計画、景観、防災、福祉、交通安全などの他の部門別計画と強い関連性があるため、これらとの内容の整合、連携・相互補完を図りながら、長浜市の総合的な取り組みとして推進していきます。

(3) 関係機関との調整・連携

本計画の対象である市道は、広域的なネットワークを形成する国道や県道を補完する機能を持つ路線もあるため、これらと一体となった道路整備を推進する必要があります。

また、行政界付近での道路ネットワークの連続性の確保、行政区域を越えた広域的な取り組みも必要となるため、国や県、周辺都市などの関係機関との調整・連携を図りながら取り組みを進めます。

(4) 計画の進行管理

本計画は、現時点での道づくりのビジョン、方向性を示すものですが、長浜市を取り巻く社会情勢は刻一刻と変化しており、地方分権の進展や財政状況の展望に応じて柔軟に対応していくことも必要となるため、計画の根幹となる基本理念や目指す方向性は今後も原則として継承しますが、より実効性のあるプランとなるように必要に応じて見直しを検討します。

また、各路線の整備内容、整備の優先順位などについては、長浜市道路整備アクションプログラムの中で具体的な検討を行います。

さらに、道路の機能に応じた新たな市道認定などにより、今後の維持管理の効率化や連続性を確保した市道ネットワークへの再編に取り組みます。